

## **第6章 計画の推進体制**



## 1 計画の推進体制

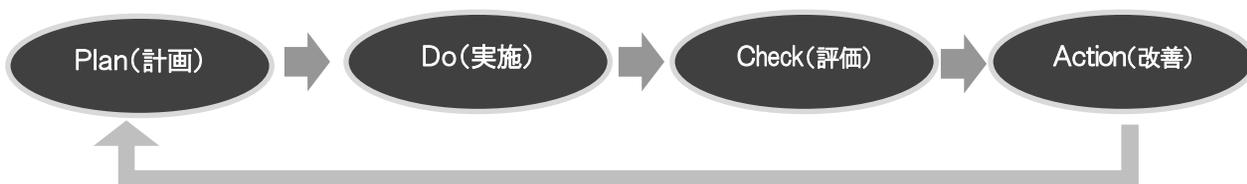
本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健所、教育機関、警察等の関係機関と連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

## 2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、本計画の「量の見込み」などをもとに、各年度において実施状況を把握、評価するPDCAサイクルを確実にいき、計画の着実な推進をめざしていきます。



## 3 市民との協働

### (1) 市民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。

子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、市民代表者や学識経験者、関係機関・団体等、現在子育てをしている市民などで構成されている「子ども・子育て会議」で、計画の進捗状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、市民と行政の協働体制を築きます。

### (2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページや概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。

## 4 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置づけられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の量の見込みの達成状況等を把握、点検し、計画達成に向けた必要な意見や助言を行います。